

業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 令和元年度 磐南浄化センター受変電設備（汚泥系）点検業務
- 2 履行期限 契約日から令和2年3月16日まで
- 3 業務委託料 ￥ .—
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ .—）

上記の委託業務（以下「業務」という。）について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 愛知県名古屋市東区徳川1丁目15番30号
氏名 日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行

乙 住所
氏名

(総 則)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約に定めるもののほか別添仕様書及び図面等に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに、頭書の請負業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面等に明示されていないもの、又はその間に相互符合しないものがある場合には発注者（以下「甲」という。）と乙とが協議して定めるものとする。

(担当員、管理技術者)

第2条 甲は、乙の業務の処理について、自己に代わって乙に説明を求め、若しくは、調査する担当員を定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

(計画表)

第3条 乙は、契約締結後5日以内に計画表を作成して甲に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は、業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に

帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞料)

第10条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、遅滞料を徴して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する事由により次条の規定による業務委託料の支払いが出来なかった場合には、乙は、甲に対して年2.7パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(業務委託料の支払)

第11条 乙は、第9条第4項の規定により引渡ししたときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(かし担保)

第12条 甲は、第9条第4項の引渡し完了の日から2年間、乙に対して、その隠れたかしの補正又はその補正にかえ若しくは補正とともに、損害賠償を請求できる。

(善管注意義務)

第13条 乙は、仕様書に基づき常に善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。

(協議による解除)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、第5条の中止期間が引き続き契約期間の2分の1以上に及ぶとき、又は契約締結後、契約期間の2分の1を経過しても着手の指示がないときは、甲と協議のうえ契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、契約期間内又は期限後相当の期日内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき
- 二 正当な事由なしに着手を遅延したとき
- 三 契約の全部又は一部の解除を申し出たとき
- 四 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき
- 五 前各号のほか、この契約事項に違反したとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既履行部分があるときは、甲は、当該既済部分の全部又は一部について相当と認める代価を支払って引渡しを受けることができる。

(違約金)

第16条 前条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1の金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の調査等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項等)

第19条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。